

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	日常生活支援住居施設の施行に伴う生活保護システム改修業務委託	
担当部・課名	福祉部 生活支援課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号	
契約金額（税込）	660,000円	
契約締結日	令和2年8月5日	
契約期間	契約締結日 令和2年8月5日 ～ 令和3年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、令和2年4月に生活保護制度に係る日常生活支援住居施設の施行に伴い、本市が導入している阪南市生活保護システムを一部改修するものである。現行の生活保護システムは、北日本コンピューターサービス株式会社が独自に開発したもので、他社に本業務を委託することができない。以上のような理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市生活サポート商品券交付事業	
担当部・課名	福祉部生活支援課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号	
契約金額（税込）	17,418,150 円	
契約締結日	令和2年8月17日	
契約期間	契約締結の日～令和3年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本事業は、新型コロナウイルス感染症の蔓延で、収入減少や失業等により日常生活に大きな影響を受け、一時的に生活困窮状態に陥っている市に居住する世帯に対し、緊急に商品券を交付して生活を支援する事業である。 本事業の交付対象は地方創生臨時交付金の趣旨を踏まえ、『阪南市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）コロナ特例貸付の借入申請を行い、貸付けが決定したもの』、及び『市が同協議会に委託している自立相談支援機関にて住居確保給付金（コロナ特例）の申請を9月末までに行い、給付が決定したもの』である。 契約にあたっては、事業の緊急性から既に貸付業務を実施している阪南市社会福祉協議会に委託する他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を行う。